

【令和５年第４回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和５年１０月１３日 まちづくり委員長 林 敏夫

○「議案第１１９号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

＊本市の認定事務の概要及び認定実績について

租税特別措置法及び同施行令において、長期保有資産である土地建物等の譲渡の際に軽減税率等の特例措置を適用する制度である、特定の民間再開発事業制度が昭和６３年に創設された。本事業要件の認定事務は当初県が担っていたが、平成１２年度に県から市へ認定事務の権限移譲を受けており、権限移譲以降、本市で事業の認定を行った実績はない。

＊耐火住宅の普及促進に向けた取組について

本市の実情に見合った他の特例措置及び支援制度等を併せて活用しながら、耐火住宅の普及促進を図っていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１２３号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊６０歳未満の単身世帯の入居期間の設定根拠について

６０歳未満の単身世帯で入居を想定している若年世帯は、収入の増加などの変化が見込まれることから、入居期間を５年に設定することとした。

＊入居期間の延長における条件及び利用見込みについて

収入要件等の資格を満たしていれば、入居期間の延長を行うことは可能であるため、新しい入居者の各年齢層の割合次第であるが、一定数の入居者が延長を希望することを想定している。なお、延長は１回のみ可能である。

＊本市における市営住宅の役割について

入居可能な戸数に制限がある中で、様々な入居希望者に対して、公平・的確に住居を提供することが重要な役割であると認識している。現在の市営住宅の応募倍率は約１０倍であるが、今後本市は人口減少が予想されるため、社会状況が変化する中で、市営住宅の適切な管理及び運営を行う必要があると考えている。

＊市営住宅の増築の可能性について

住宅戸数を維持した上で、民間賃貸住宅を活用した、重層的住宅セーフティネットの構築に向けた取組を推進し、住宅に困窮する低所得者の居住安定確保に努める予定である。

＊市営住宅退去後の支援について

６０歳未満の単身世帯入居者の年齢層を把握し、ニーズに見合った取組について、福祉関係部署を始めとした関係機関等と連携した上で、退去後の支援に取り組む予定である。

*** 市営住宅退去理由の調査について**

退去理由の調査に関しては、アンケート等を実施することにより確認していく予定である。

*** 期限付き入居制度の運用状況について**

本制度の対象である市営住宅は22団地あり、115戸の公募に対して666世帯から応募があり、93世帯が入居した。その後は6世帯が退去し、令和5年9月時点で87世帯が入居している。

*** 期限付き入居制度における今後の募集戸数について**

今後の募集戸数については、60歳未満の単身世帯は年間20戸、未就学児童の親族を含む2人以上の世帯、又は申込者を含めた同居親族全員が40歳未満の世帯は年間100戸を予定している。

*** 期限付き入居戸数の増加見込みについて**

近年、単身世帯の入居希望者が増加傾向であるため、市営住宅の建て替え等で現状のニーズに見合った住宅整備等を実施した上で、適正な期限付き入居戸数の確保について検討していきたい。

《意見》

*** 耐用年限等の関係で入居者募集を行っていない政策空き家について、団地内の空き家を放置していると同団地の住民から誤認した問合せが数多く存在することから、政策的理由で空室としている旨を近隣住民等に周知してほしい。**

*** 定期的な入退去理由のアンケート調査や、入居戸数の目標値等の設定により現状を正確に把握した上で、期限付き入居戸数の更なる確保を検討してほしい。**

*** 市営住宅への申込資格を緩和する取組は評価できるが、入居期間を経過した場合には収入条件等を満たしていても退去せざるを得ない期限付き入居制度は、住居の安定性を脅かすものである。また、新たな市営住宅の増築を予定していないことや、退去後の支援に関する具体的な取組が明示されていないことから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第128号 真福寺住宅新築第1号工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 当該工事における入札経過について**

1回目の入札では、設計が確定した令和4年12月から入札を行った令和5年3月の間に、人件費及び資材価格等が高騰した影響により不調となったため、現在の社会状況に見合った価格設定に見直しを行い、2回目の入札で落札となった。

*** 入札における予定価格の設定について**

令和5年4月に設計が完了しており、設計時の単価に準じて予定価格を設定した。

*** 工事費の更なる増額の可能性について**

現時点では、工事費の増額予定はない。

*** 住宅の新築に伴う住宅戸数の増減について**

現在の入居戸数は92戸であり、新築後の住宅戸数は69戸となる。

*** 住宅戸数の減少理由について**

当該工事の敷地については、第一種低層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域が混在している。住宅の建築当初は用途地域の指定がなかったため、建築物の高さ制限が存在しなかった。当該工事においては、現行の高さ制限に準拠し、西側の建物を5階建てから3階建てとしたことにより、住宅戸数が減少した。

*** 住宅戸数の減少に対する対応策について**

市営住宅戸数は市域全体で調整しており、麻生区内においては、高石住宅を今後建て替える予定であるため、その際に住宅戸数の調整を行う。

*** 現行の高さ制限における当該住宅の適法性について**

現行の高さ制限を適用した場合、当該住宅は既存不適格であるが、建築基準法上、既存不適格の解消のための建て替え等を行う必要はないとされている。

*** 当該住宅の既存不適格の期間について**

用途地域による建築物の高さ制限に関する基準が昭和48年12月に定められたため、同時期から既存不適格の状態が継続している状況である。

*** 太陽光発電設備の設置の可能性について**

太陽光発電設備設置における加重を想定した設計となっており、設置について今後検討予定である。

《意見》

- * 活用可能な敷地が不足していることにより住宅整備に支障を来す事例が存在することから、近隣の敷地を有効に活用した上で、適正な住宅整備に努めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第129号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 設計における市及び事業者の役割分担について**

工事設計については、まず民間事業者等に委託し、委託の成果物に基づき、国の基準に準拠して市職員が工事設計を実施している。

*** 工事設計における仕様の設定について**

設計委託については、工事に係る仕様を仕様書に明記した上で委託を行っている。詳細な工事費の試算を行う際には、設計委託業者が別の事業者へ依頼する場合がある。また、仕様の詳細に関する精査については、関係部署と適宜実施している。

*** 工事の仕様に関する検討資料の有無について**

当該工事は特殊な工法等を用いないため、仕様の詳細に関する検討資料は作成していない。

*** 設計委託における事業者の選定について**

設計委託においては特定の事業者に限ることのないよう配慮しているが、特定の工事に関して特許権を有している事業者等については、関連工事の際にはこれらの事業者の中から選定することとなる。

*** 指名選定委員会の際の審議内容について**

設計委託に関する内容を主に審議するが、工事における詳細な仕様等は取り扱っていない。

*** 入札に関する市内事業者優先の考え方について**

当該工事は契約金額上、W T O 案件に該当することから、市内事業者に限定せず入札を実施した。

*** 中小企業活性化の取組について**

「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の趣旨を受注者に説明し、当該工事施工に当たり、市内中小企業の活用の促進に努めるよう指導していく。

*** 公契約条例の該当の有無について**

当該工事は川崎市契約条例第7条に定める公契約に該当することに伴い、労働者への作業報酬の支払いに当たっては、作業報酬下限額を遵守するように定められていることから、受注者との協議の中で指導を行う予定である。

*** 工事施工に伴う周辺道路への影響について**

具体的な施工計画は今後精査を行う予定であるが、当該工事場所と隣接している世田谷町田線は交通量が多いため、交通状況に影響が出ないように、受注者に対して指導する。

*** 環境影響評価の実施の有無について**

当該工事は環境影響評価の対象外のため、環境影響評価は実施していない。

*** 当該工事において発生する土砂の搬入先について**

土砂については浮島処理センターに搬送し、埋立てを行う予定である。

*** 工事施工に係る問合せ先について**

周辺道路に工事車両が滞留している場合については、各区役所道路公園センターに連絡が入る場合もあるため、連携して対応する。

*** 各トンネル工事における工法について**

黒川側の交差点に隣接する開削トンネルについては、山の土を掘り上げ、コンクリート製の構造物を設置し、土で埋め直す工法を採用している。また、尻手側の片平2丁目交差点に隣接する山岳トンネルは、山をくり抜きながら穴の壁面をコンクリートで補強する、N A T M工法を採用している。

*** 当該工事における無電柱化の検討状況について**

川崎市無電柱化推進計画において、緊急輸送道路等の重要な路線について、無電柱化を行うことを定めている。当該工事区間は都市計画道路である世田谷町田線に隣接していることから、今後、無電柱化を行う予定である。

*** 無電柱化に関する工事費及びスケジュールについて**

当該工事はトンネル工事に限られるため、無電柱化は当該工事とは別の道路築造工事の中で令和7年度以降に施工予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 131 号 中原区内都市計画道路苅宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 複数回にわたる変更契約に至った要因について

労務単価の変更が生じたことに伴う特例措置を講じる必要があったことや、工事内容の変更、施工時に用いる機械の変更、ポンプ場の築造等により、複数回変更契約を行うこととなった。

* 予算計上における正確性について

工事着手前に必要な調査を経た上で工事設計を行い、予算を計上したが、アンダーパス等の工事を進める中で、新たに必要な措置等が後に判明したことから、工事費の増額につながった。

* 当該工事の完成に向けた取組状況について

施工箇所が離れており同時施工が可能な各工事箇所については並行して工事を行うなど、令和 5 年度末の完成に向けて工事を進めている。

* 工事施工に必要な人員数の確保について

事業者との定期的な打合せを行う中で、工事の進捗状況や工程の確認等を適宜行っているため、工事施工に必要な人員数は確保できていると認識している。

* 作業報酬下限額の遵守について

当該工事は川崎市契約条例第 7 条に定める公契約に該当するため、労働者への作業報酬の支払いに当たり、作業報酬下限額を遵守する旨を受注者との協議の中で指導している。

* アンダーパスにおける大雨時の浸水対策について

大雨の際に地下のアンダーパスに浸水することを防ぐため、ポンプ場を設置し、排水を行うことができるよう対策を講じている。同対策により、1 時間当たり 58 ミリメートルの降雨量が 2 時間継続した場合であっても排水可能である。

* 地下水の流入に係る調査の妥当性について

当該工事箇所の地下水位の高さについては、設計時のボーリング調査で把握していたが、実際に工事を進める中で想定以上の地下水量があることが後に判明した。また、ボーリング調査によって地下水位の計測は可能であるが、地下水量の正確な把握は困難と考えている。

* 軟弱地盤の把握状況について

設計の段階で当該工事の 4 か所の側道部分で地質調査を行った上で地質を一定程度把握していたが、実際に工事を進める中で、道路端よりも道路の中央部分の地盤がより軟弱であることが判明した。

* 地盤改良対策の工法について

本工事に関する地盤改良工事については、地表から約 1 メートルから 2 メートルの浅い部分に対して、セメント系の添加剤を混ぜ合わせる工法を採用している。

*** アンダーパスにおける地盤改良の必要性について**

アンダーパス部分については、コンクリートで固められていることから、地盤改良を行う必要はないと認識している。

*** 軟弱地盤に対する施工費用の増額理由について**

軟弱地盤に対して用いる施工材料の量が想定以上であったことから、施工費用の増額を行った。

*** 交差点改良工事における協議の経過について**

当初の設計段階では、警察との協議の中で歩行者が交差点を横断する距離が短いことが望ましいと指導を受けていたが、交通管理者との協議の中で、交差点内の車両の通行環境に配慮した整備を行うべきであると指摘を受けたことから、令和5年4月に交差点改良範囲の変更を決定した。

*** 交差点改良工事に係る増額の要因について**

主な工事費増額の要因として、信号機の移設を始めとした道路舗装及び区画線の表示の変更等が挙げられる。

*** 地盤沈下等の対策における工法の変更に至った要因について**

設計時から鉄道管理者と地盤沈下対策に関する協議を行っていたが、実際に施工事業者が決定し、工事を進める中で、令和4年3月に、荻宿小田中線と鉄道との近接部における施工方法を変更する必要があることが判明した。

*** 落書き対策の導入に至った経過及び費用負担について**

当該工事に係る地元説明会において、アンダーパスの壁面等に落書きが行われないように対策を実施してほしいと近隣住民から要望を受けたため、地上から高さ2メートルの壁面に専用の塗料を塗布することにより落書きを防止するものとしている。

専用の塗料は1平米当たり約2万円を要し、当該工事における落書き対策の塗料費用及び施工費用等の総額として、約2,200万円を計上している。

《意見》

*** 今回で5度目の変更契約となるが、適正な施工に努めた上で、工期内の完成に尽力してほしい。**

*** 荻宿小田中線付近に位置しているブレーメン通り及びオズ通りに、車両が通行できない時間帯に誤って車両が進入する事案が多いことから、通行不可の時間帯の注意喚起を行う取組を実施してほしい。**

*** アンダーパスの通行環境の向上に向けた取組を今後も検討してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第133号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

*** 麻生区早野地内における道路の廃止理由について**

宅地造成により道路が設置され、新たに道路の認定を行ったところ、既存の道路と一部重複している箇所が存在したことから、重複箇所の道路を廃止するもの

である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第141号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

＊墓地整備事業基金の推移について

本議案の可決後、令和5年度末の基金積立予定額は約7億2,800万円に増額する予定である。なお、令和5年度は基金の取崩しを行う予定はない。

＊墓地整備事業における今年度の取組内容について

緑ヶ丘霊園において、一区画当たり1平方メートルの小区画型の墓所を増設している。

＊使用料・手数料の見直しに伴う本事業への影響について

令和5年4月から行われた使用料及び手数料の改定による本事業への影響はない。

＊桜の植替えの対応状況について

緑ヶ丘霊園内の桜については、定期的に樹木の診断を行っており、A・B・Cの三段階のランクの中でCランクと診断された場合は伐採し、根が腐敗した際に植替えを実施している。

＊桜の維持管理に関する計画について

緑ヶ丘霊園内の桜は、川崎市街路樹管理計画等の対象外であることから、墓地整備事業の取組の中で、適宜維持管理を行っている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第8号 登戸駅前地区第一種市街地再開発事業に関する請願」

《請願の要旨》

登戸駅前地区第一種市街地再開発事業において計画されている地下2階、地上38階建てのタワーマンションについて、建設計画の見直しを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、川崎市総合計画において、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤の整備及び都市機能の強化を促進するとともに、生田緑地や多摩川など豊かな自然環境や文化施設等のまちのポテンシャル及び民間活力を活かした魅力的な拠点形成を推進することとしている。また、都市計画マスタープラン多摩区構想においては、土地区画整理事業による建て替え更新の機会を捉え、建物の共同化等により駅前の魅力づくり及び賑わいの向上を目指すことや、多摩川や生田緑地との交通の利便性をいかし、多くの来街者を迎え入れることが可能となる魅力のある拠点の形成を目指すこととしている。これらの計画を踏まえ、本計画地において、多様な都市機能が集積した駅前空間の創出に向け、民間事業者主導による建物の共同化を推進している。さらに、令和3年4月に登戸駅前の権利者に

よって構成された市街地再開発準備組合が設立され、準備組合が事業者としてタワーマンション建設計画を進めている。

タワーマンションの高さの適正性について、本計画地は商業地域に位置付けられていることから建物の高さ制限はないが、日照の確保、風の影響や圧迫感の低減など、周辺環境への影響に配慮した建物の形状や配置などを適宜準備組合と協議している。建物の高さを要因とした周辺市街地に与える影響については、環境影響評価の手続の中で、適正に配慮されるよう検討されている。

立体広場を活用した災害時帰宅困難者の一時滞在施設等は、多数の利用者が見込まれる駅前という立地であることや、多摩川の氾濫時の垂直避難等を考慮して計画されており、本計画地の特性を踏まえた防災機能の強化が期待できるものと考えている。

本計画では、地域住民や来街者が集える空間を生み出すため、登戸駅からペデストリアンデッキによって本計画地に接続する位置に立体広場を整備するとともに、住宅地側も併せて地上広場を整備する計画としている。

本計画の施設関連車両の主要な走行ルートは、住宅地や登戸3号街区公園付近を通らないルートとすることや、商業施設の搬出入車両が特定の時間帯に集中することがないように、運行管理を行うこととしている。

本計画における事業の実施に当たり、予想される児童・生徒数について、教育委員会と事前協議を行うとともに、住宅施設の入居状況の報告を速やかに行うなど適切に対応するよう、準備組合に求める予定である。また、保育園等の子育て支援機能を、建物の供用開始時期の子育て需要に応じて導入する計画となっている。

登戸駅前広場は、既存よりも多くバスの駐停車スペースを整備するなど、交通機能を確保した計画としている。準備組合に対しては、駅周辺に人々が集う空間の確保などを求めている。

以上の計画及び対応状況等に加えて、準備組合はこれまで事業計画の住民説明会や個別の問合せ等、様々な機会を通じて地域住民等に誠実に対応していることから、引き続き準備組合と密に連携した上で本計画を進める予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 生田緑地の景観保持に対する認識について

生田緑地の自然景観の保持は重要であると認識しているが、タワーマンションの建築計画にかかわらず、登戸駅のデッキから視認可能な生田緑地の景観を保持することは難しいと考えている。

* 本計画に求められる拠点整備の内容について

本計画については、駅前機能の利便性向上や住環境の整備、及び地域のにぎわい創出等の様々な機能を有した魅力ある拠点整備が必要と考えることから、事業者に対して機能整備を求めてきている。

* 容積率緩和の導入経過について

都市機能の充実に向けた拠点整備を行うに当たり、事業者が計画した様々な機能が評価されて容積率の緩和を導入している。

* タワーマンション建築に係る近隣住民との合意形成について

登戸駅前の拠点整備に当たり、近隣住民においては駅前の魅力やにぎわい等の機能が必要との認識は一定程度共有されているものと考えている。

*** 市民意見の把握状況について**

本計画の対象区画の権利者で構成される準備組合によって、事業者説明会等を通じて市民意見を適切に把握していると認識している。

*** 本計画における市民意見の反映内容について**

歩行者の回遊性や、洪水等の災害を想定した一時滞在施設等の整備について、事業者説明会等において意見が出たことから、本計画に反映した上で事業を進めている。

*** 本請願の願意を踏まえた市民意見への対応について**

本計画を進めるに当たり、様々な観点からの意見が一定数存在することを踏まえ、全ての意見に対応することは困難であると考えているが、意見の内容を事業者伝えていく。

*** 本計画における良好な風環境整備の考え方について**

環境影響評価手続の中で実施した風環境の評価結果に基づき、適正な環境整備等の措置が行われるべきであると考えていることから、適正な環境整備に向けた指導を準備組合に対して実施している。

*** 環境影響評価における風環境の評価区分について**

地上2メートル地点での風環境の評価は、4段階に区分される。本計画地においては、最も風環境が良好な住宅地相当区分か、若しくは次に風環境が良好な低中層市街地相当区分に収まるよう、風害対策を実施する予定である。

*** 風環境の再調査の可能性について**

本計画における事後調査を今後実施予定であることから、その結果を踏まえ、必要に応じて風環境の再調査について検討を行う。

*** 保育所等整備協力要請制度の活用の有無について**

保育所等の整備に当たり、本制度の適用の有無にかかわらず、本市と開発事業者の中で保育所等の子育て環境の充実が重要との共通認識があることから、建物供用開始時の子育て環境のニーズを適切に把握した上で、保育所の適正規模等について、事業者と今後調整する予定である。

*** 地域住民が集う場のニーズの把握について**

近隣住民等の様々な市民が気軽に集うことが可能な広場等が必要とのニーズが確認できたことから、事業者に対して広場の整備を要請している。

*** 公共施設としての機能の在り方について**

地域住民が憩える広場の提供や、多摩区内における生田緑地を始めとした様々な地域観光資源の魅力発信等を計画地内で行うことで、公共性のある役割を担うことを想定している。また、登戸地区における公共施設に係る機能は充足していると認識している。

*** 歩行者デッキにおける区の魅力発信に係る取組実施の可能性について**

歩行者デッキについては、J R 南武線及び小田急電鉄との乗換場所に隣接しており、人の往来が激しいことから、区の魅力発信に係る取組の実施は難しいと

考えているが、事業者と情報共有した上で、取組実施の可能性について検討する予定である。

*** 歩行者デッキと地上部分とのアクセス性について**

歩行者デッキと地上部分はエレベーター、エスカレーター、及び階段によって昇降機能を確保しており、ベビーカー等の利用者にも配慮した通行環境の整備を進める予定である。

*** バリアフリー構想との整合性について**

バリアフリー構想に関する取組は重要であると認識していることから、本計画との整合性が図れるように検討する。

*** 近隣小中学校の生徒数増加及び少人数学級を考慮した教育環境整備について**

現時点の出生数等を把握した上で、必要な教育環境の規模を精査することを想定しているが、事業進捗に応じ予想される児童及び生徒数を遅滞なく教育委員会に対して伝達するよう、事業者に対して指導する予定である。また、少人数学級制度については、国の動向を注視しながら対応を検討する旨を、教育委員会から聞いている。

*** 子育て環境の整備に向けた適正なスケジュール管理について**

子育て環境の需要増加を見据えた上で、都度需要把握に努めながら余裕を持ったスケジュールで環境整備を行えるよう、適正な子育て環境の整備に取り組む予定である。

*** 災害安全対策に係る取組スケジュールについて**

今年度中に都市計画決定が予定されているため、区役所危機管理担当と連携した上で、令和6年度以降に具体的な災害安全対策について取組内容を検討する予定である。

*** 一時避難場所の整備状況について**

本計画上では災害時の利用を想定した一時滞在施設について、事業者との協定締結により、適正な施設維持管理及び運用がなされる予定であると認識している。

*** 一時滞在施設の整備における効果について**

多摩市民館等の他の一時滞在施設と併せて、災害時における避難先の選択肢を増やす効果があると考えている。

*** 帰宅困難者に対する一時滞在施設の周知に係る取組について**

一時滞在施設に関する周知を行う予定のため、関係部署と連携した上で災害時に適正な運用がなされるよう対応していく。

*** マンホールトイレの仕様について**

本計画内の地上広場においてマンホールトイレを設置することは既に決定しているが、構造等の詳細な仕様については、今後検討予定である。

*** 区画道路の歩行者安全対策に関する考え方について**

近接する街区公園や住宅地等に隣接する道路を、施設関係車両が頻繁に往来することが懸念されていることから、街区公園や住宅地付近を車両が往来しない経路を計画している。

*** 駐車場台数の設定根拠について**

住戸数 4 5 0 戸の 3 分の 1 に当たる 1 5 0 台以上の確保に加え、商業施設利用者を考慮した上で、約 2 5 0 台の駐車が可能な駐車場を整備する予定である。

*** 駐車場の利用対象者について**

駐車場については、タワーマンションの居住者及び商業施設利用者を想定しているが、一般の市民利用に供することが可能か否かについて、運用方法は今後検討する。

*** 駐車場の利用者数が想定を上回る可能性について**

本計画地は駅と隣接しているため、車よりも電車でのアクセスが多いことが見込まれるため、周辺交通に影響が出るほど駐車場利用者が多くなることは想定していない。

*** 再開発事業における総事業費及び補助金額について**

本事業の総事業費が確定していないため、現時点で詳細な補助金額は定められていないが、類似した事業等を平均すると、約 2 割程度の補助となっている。

*** 市及び県の当初の負担割合について**

従来の県市協調補助は、市と県が総事業費の 6 分の 1 ずつを負担することとされていたが、平成 2 3 年度以降、県は指定都市の新規事業に協調補助を行わない方針となり、現在は、令和 3 年度に県が新設した政令市市街地再開発臨時補助金により、県が市に対して補助を行う形となっているが、同制度は超過課税の期間に応じた時限的な制度となっているため、市の事業費の負担割合は今後改めて精査する必要があると考えている。

*** 県による補助金交付の可能性について**

県が従来の補助を再開する可能性は低いと認識しているが、本事業は県に対しても経済効果等が波及する可能性があるため、臨時補助金の制度を活用しながら、引き続き県に対して応分の負担を求めていく。

*** 本計画における緑化に係る取組水準について**

環境影響評価の中で、緑化の基準では全体の計画地に対する緑化面積率の目標値は 1 5 パーセントであるが、目標値を上回る緑化面積率 2 0 パーセント以上を確保することとしている。

*** 公園緑化に係る計画の検討状況について**

3 号街区公園について、ワークショップ等の近隣住民の意見を踏まえて整備内容を決定している。今後は地元の管理運営協議会において、引き続き検討を行う予定である。

*** 木材の利用促進に係る特定の材料の利用について**

本計画における木材利用促進に係る取組として、特定の材料を指定した上で事業を進めることは困難であるが、本市で進めている施策として木材利用促進に係る取組の意義を事業者に対して説明する。

《意見》

*** 様々な機会を通じて住民の合意を得た上で、本計画を進めてほしい。**

*** 準備組合に対して市民意見を伝達することに限らず、市として住民意見を反映さ**

せる責務を改めて認識した上で本計画に取り組んでほしい。

- * 駐車場について、施設利用者以外の市民が利用可能な運用としてほしい。
- * 駐車場利用者が想定を上回る可能性について考慮した上で、周辺交通への影響が及ばないような対策を検討してほしい。
- * 環境影響評価後に風環境整備に関する議論が再度行われた場合、事業者に過度な負担とならない範囲で、風環境の再調査を検討してほしい。
- * 帰宅困難者に関する対応マニュアルの策定が義務付けられていたが、策定していなかった過去の事例が存在するため、関係局区等と連携した上で、必要な災害対応マニュアルの整備を徹底してほしい。
- * 市の施策として位置付けられている木材利用促進に係る取組について、取組を行う意義を丁寧に説明した上で事業者に対して働きかけてほしい。
- * ベビーカー等の利用者に配慮した通行環境の整備に取り組んでほしい。
- * 区画整理事業完了まで残り僅かの期間であることを踏まえ、様々な市民意見について改めて真摯に受け止めた上で、適時適切な事業進捗の報告に努めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 本計画においては、風環境や教育環境の整備等に関して様々な課題が散見され、現状の計画を見直すべきであると認識しているため、本請願は採択すべきである。
- ・ 事業者に対して改善を検討すべき事項は何点か挙げられたが、昨年度に区画整理事業の事業計画の変更に係る議案について議決された背景を踏まえ、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 本事業に係る都市計画案の見直しに関して賛同できないことから、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択